

日本労働年鑑 第58集 1988年版

The Labour Year Book of Japan 1988

第二部 経営労務と労使関係

IV 産業合理化と労働組合

1 産業動向と合理化

3 電子・電機産業

業績は順調に回復

一九八七年の電機・電子工業の動向は、時期により、また業種によって、大きな変動を示した。

まず家電部門では、国内需要は予想を上回る好調さをみせているが、輸出は前年にひきつづき不振で、生産も同様ひきつづき減少する見込みである。内需は民生用電子、民生用電機ともに前年を上回ったが、これには、VTRが普及タイプと高機能タイプの双方で需要が増大したこと、カラーテレビでは二四インチ以上の大型を中心に需要が伸長したこと、その他、エアコン、電子レンジも好調で、家庭用製パン機は予想外の売れ行きを示した。他方、輸出は、円高とアメリカの対日報復措置（後述）の影響で、カラーテレビ、音響機器、VTRともに現地生産化が進み、その影響で減少した（『エコノミスト』一九八七年一二月一四日付）。

これと対照的なのが産業用電子・電子部品であった。前者では、円高基調がつづくなかでもコンピュータ関連機器（パソコン、プリンターなど）、通信機器（ファクシミリなど）の伸長が著しい。内需は、金融機関の第三次オンライン化向け機器、インテリジェントビル建設ブームからパソコン、ワークステーション、ファクシミリ、局用交換機などのネットワーク関連機器が好調で堅調な推移をたどった（前掲『エコノミスト』）。電子部品は前半と後半とでは様相を異にする。前半では、前年来の過剰生産とアメリカの対日報復問題との関連で深刻な状況にあったが、通産省の減産指導の徹底によって価格がやや持ち直し（二五六KDRAMの価格は七月段階で三一〇円程度）、通信機の内需回復もあって年央以降立ち直りをみせてきた（『日経産業新聞』一九八七年七月二日付）。

ちなみに、八七年九月期の総合電機・通信機大手六社（東芝、日立、三菱、松下電器、日電、富士通）の中間決算は、売上高で一～一三%増（日立を除く）、中間利益で〇・三～一・七%の増と増益を示し、通期でも大幅な増益が見込まれている。二年半ぶりの業績回復である。

半導体製品にアメリカの対日報復措置

電機・電子工業をめぐる八七年の大きな問題の一つは、アメリカの対日報復措置であった。八七年三月二七日、アメリカ政府は米上院の対日報復決議に押された形で、(1)日本の半導体製品の第三国へのダンピング輸出は日米半導体協定違反であることを理由として、(2)日本製電子機器三億ドル分（品目はカラーテレビ、コンピュータ、電動工具）に一〇〇%の関税賦課を決定した。この輸入禁止関税ともいべき強硬措置の背景には、日本の電子部品とくにメモリー分野における急速な技術進歩とアメリカ市場でのシェア増大にたいする危機感が存在する。

通産省は、この報復措置の背景を重視し、三月、日立、日本電気など一〇社に、前期にひきつづ

き四～六月も二五六KDRAMを中心とした減産、第三国向けダンピングの防止の徹底、外国製半導体製品の輸入を強く要請した。

日本の半導体製品の技術進歩の速さもさることながら、業界の熾烈な競争が価格低落をもたらし——半導体製品は規模の経済性がきわめて顕著な生産物であるため各社は量産体制確立に積極的に設備投資を行いコストを下げるが、このためにも市場の確保が必要で、ここでは価格競争が激化する——これが日米貿易摩擦の一因となっており、これを放置すれば日米技術摩擦が深刻化し、米国内の多面的な日本非難を助長するものとみたことによる、と考えられる。

IBMと富士通の著作権紛争決着

アメリカIBM社と富士通との間で争点となっていたコンピュータソフトをめぐる著作権紛争が、米国仲裁協会(AAA)の命令で、八七年九月一五日決着をみた。命令の骨子は、(1)富士通はAAAをふくむ第三者の監視下でIBMの互換基本ソフト開発の情報を有償で入手できる、(2)富士通の著作権侵犯はなかったが、IBMにたいして一年以内に仲裁人が定める金額を一括支払う、(3)この命令の有効期間は五～一〇年以内で仲裁人が定める、の三点である。

この著作権紛争は、一九八三年に富士通・IBM両者の間で結ばれたソフトウェア使用契約にたいし、富士通が違反したとして、八五年七月、IBMがAAAに提訴して表面化した。今回の命令で、富士通はIBMの技術情報を入手する道を確保し、IBMは多額の代価を得るという形で決着した(『日本経済新聞』一九八七年九月一六日付)。

とはいえ、この決着にたいする見方はさまざまである。一方では、IBMが従来公開を拒んできたOS(基本ソフト)の有償公開にふみきり、高い市場シェアをもつソフト著作権は国際標準として幅広く提供する義務をはたす方針に転換した、という評価がある。しかし他方では、富士通がIBMの技術情報を入手する方法には厳格な条件がついているし、富士通が支払う負担金が不明ではあるがかなりの金額になるとみられ、その額しだいでは評価が変わるとの見方がある。

これらの問題がどう展開するかは今後の推移を見守るほかはないが、いずれにしても独自の基本ソフトを開発しないかぎり、先発IBMの影響力をまぬがれることはできず、また著作権・知的生産物にたいする特許権をめぐる国際的なルールづくりの方向にも影響大とみられている。

アメリカ、知的所有権に規制の動き

前述したコンピュータの基本ソフトをめぐる紛争の延長線上にあるのが知的所有権(特許・著作権・商標などにたいする権利の総称)に関するアメリカの動向である。ここ十数年、日米貿易摩擦の深刻化、先端技術分野での日本企業の競争力の強化、日本の特許出願数の激増を背景に、アメリカの知的所有権の保護にたいする関心が高まり、アメリカがその産業保護・産業再建の切り札にしようとする動きがめだっている。

さしあたり注目されたのが、八七年秋の米議会での知的所有権保護に係る諸法案の審議の行方であったが、そのなかでとくに注目を集めたのが、包括通商法案にもりこまれている関税法三三七条の改正問題であった。これは、特許侵害にたいし米企業が被害を立証できなくても輸入差し止めを可能とし、ITC(国際貿易委員会)が調査から原則九〇日後に輸入の仮差し止めができるようにするというものである。議会ではこのほか、CDなどからのコピー防止が焦点となっているDAT(デジタル・オーディオ・テープレコーダー)輸入規制法案、IC回路パターンの著作権法延長などの法案も審議に入る予定とされる(『日経産業新聞』一九八七年九月七日付)。

右に示したアメリカの動向には、従来新技術開発の主導者であったアメリカの開発力の相対的低下にたいする危機感が強く反映されているが、他方、わが国や、近くはNICS諸国の「アイデアを拝借し工業化」という路線にたいする強烈な批判をもふくんでいる。この点では欧州諸国の対日観も同様とみてよいであろう。この問題は、日米間だけでなく、日欧間、先進国対発展途上国との関係にもおよぶだけに、今後長く紛糾がつづくと思われる。

企業の海外進出による雇用不安

円高の急激な加速や貿易摩擦の激化によって電機産業の海外進出がつづいてきたが、この傾向が依然持続していることが電機労連の調査によって明らかにされた。これによると、八六年八月現在の状況は次のとおりである。

(1) 同労連の一七七の加盟組合のうち、六六組合の企業が海外に進出していた。現地法人数は七二社(第47表参照)にのぼり、企業別では、松下電器が一〇〇社、三洋が七八社、三菱電機が七一社、日本電気が五三社、東芝が五〇社となっている。

(2) 現地法人を業態別に分けると、販売部門三七〇社、製造部門(工場)三三六社、メンテナンスなどサービス部門・その他六六社である。現地法人の規模は全体の六割が三〇〇人未満。

(3) 地域別では、アジアが二八八社で全体の四割を占める。国別では、アメリカが一四七社で最も多く、次いで西独六五社、シンガポール五八社、台湾五七社、イギリス・香港各四五社の順である。前回調査に比べ西独、台湾での増加がめだっている。

(4) 現地法人の従業員数は、正確に調査できた五二六社だけで約二三万人にのぼり(第47表参照)、このうち、製造(工場)部門約一八万六〇〇〇人、販売部門約三万五〇〇〇人、サービス部門・その他約九六〇〇人となっており、製造部門で八割弱を占めている。業種別では、家電約八万四〇〇〇人、部品約四万六〇〇〇人である。

(5) 現地従業員数二三万人を地域別にみると、アジア約一三万人(約六〇%)、北米約四万七〇〇〇人、中南米約二万三〇〇〇人、ヨーロッパ約二万二〇〇〇人で、構成比ではアジアの減少、ヨーロッパの増加がめだつ。国・地域別では、アメリカ約四万四〇〇〇人、台湾約三万九〇〇〇人、韓国約二万八〇〇〇人で、この三国・地域で全体の半分を占めている。

(6) 労働組合は一二六社(一六%)しかない。

右の調査結果で注目されるのは、まず日本の主要電機企業の大部分が海外生産にのり出しており、その現地雇用労働者数は二三万人を越えていること、しかも、その八割が製造部門であり、海外進出の結果、国内雇用の減少が無視できない状況にあることである。電機労連はかかる状況をふまえて、企業の海外進出にあたって労使の事前協議を求め、国内雇用に不利益が生じないよう労働協約を結ぶ取り組みを強化する方針である。さらに、現地法人における労働組合組織率の低さも注目される。

雇用・賃金体系の合理化すすむ

前述した企業の海外進出と八七年前半の業況の低迷によって、さしもの電機産業でも合理化の動きがでてきた。

八七年前半の半導体不況がつづくなかで、日本テキサス・インスツルメントでは専門技術者を中心に一五〇人を生産現場と営業部門に配置転換を行い、また石英ガラス業界(半導体製造用の石英ガラスを生産)は雇用調整助成金の支給対象業種に指定された。これは半導体業界でははじめて

であった。

八七年前半の大手企業の雇用合理化では、松下電器が守口市の音響関係三工場を一工場に集約、そのため一〇〇〇人余の配置転換をめぐって労働組合との交渉に入ったとされた。

企業の海外進出と雇用との関係で注目すべき動きは、次の二例である。一つは、三洋電機で、カラーテレビを欧米で、音響機器を東南アジアで現地生産するため大阪大東市工場の「定勤社員」（一年契約のパートタイマー）一二〇〇人を三月二〇日付けで解雇する予定であることが明らかになったことである。

二つ目は海外進出に関する労使協定である。全金同盟傘下のミツミ連合労組（組合員二九〇〇人）と会社は、「海外進出等に関する協定書」の締結調印を行った。この協定のなかで、海外進出にともなう組合員の雇用・人事異動については組合と事前協議を行うこと、海外進出・海外企業の規模拡大にあたっては組合員の雇用に影響を与えないよう努力することなどがうたわれている。なお、ミツミ電機グループは現在東南アジア各国などに一二工場をもち、従業員数は約一万五〇〇〇人といわれ、この協定はわが国では初めてとされている（『生産性新聞』一九八七年五月一三日付）。

賃金体系の合理化では、関西三社に能力給比率を高める動きがでた。三洋電機では、賃金をA＝従来の昇給積上げ方式（三〇％）、B＝職務給、昇格昇給制を採用（四〇％）、C＝年功給、定期昇給で裏打ち（三〇％）の三つの部分からなるものとし、これによって能力給部分は七〇％となるとされる。また、新体系のもとでは、賃金上昇が三〇歳代に重点がかかるようになり、中高年では上昇率が低下することになる。なお、この体系は三洋電機では八七年三月に実施、シャープでは八八年実施予定とされている（松下電器では八六年実施済み）。能力給の比重増大は電機だけでなく鉄鋼業はじめ他産業でも実施に移されつつある。

日本労働年鑑 第58集 1988年版

発行 1988年6月25日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

****年**月**日公開開始

■←前のページ 日本労働年鑑 1988年版(第58集)【目次】次のページ→■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
